

岸田てつはる 区政報告

発行所：自民党大田区民連合
(政務調査係)

住所：大田区蒲田5-13-14

電話：03-5744-1480

大田区議会 令和三年第三回定例会が去る九月十五日から十月十三日の日程で開催され無事閉会いたしました。

第三回定例会では、令和二年度の決算について、区議四十三名の構成による特別委員会を設置し集中審査を行いました。この際、私は決算特別委員会の委員長を拝命し委員会を運営させていただきました。大田区の令和二年度の一般会計歳入歳出決算、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算の四つの議案について審査を行い、いずれも賛成者多数により認定され決定いたしました。

令和元年末からの世界的な新型コロナウイルスによる感染症拡大により、区財政は、令和二年度からの三力年で概ね五百八十億円の財源不足が予測されてきました。しかし、各事業の見直しや経費等の削減の努力により、令和四年と五年の二年間で概ね三百五十億円の財源不足で収まりそうであるという予測になりました。

さて、今回の区政報告では、十一月二十九日より開催された大田区議会 第四回定例会において、生活ごみの集団回収やごみの減量に関する取り組み、災害時の廃棄物処理についてを大田区に対して私が質問をした内容をご報告いたします。



自民党大田区民連合
岸田 てつはる 議員

令和三年 大田区議会 第四回定例会での 質問について (抜粋・要約)

岸田：報奨金の増額、集団回収率の向上、回収品目ごとの支援等、集団回収について、区はどのように考えているのか？

区担当：区は、ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、これまで古紙・びん・缶等を資源と位置づけ回収事業に取り組むと共に、自治会・町会等の団体が回収事業者と契約し、こうした資源の回収を行う集団回収事業を支援してきた。支援内容としては、活動を下支えすることを目的として、集団回収を行う団体に対して、回収量に応じて年2回報奨金を支給するとともに、活動に必要な物品の支給を行っている。

報奨金については、古紙の市況価格の変動に応じて支給単価を決定する仕組みとしている。報奨金の増額については、回収量を増やすことにより支給金額を上げることができるため、区としては、集団回収事業の周知普及を今まで以上に図ることにより、各団体がこれまで以上の回収量を確保できる体制に強化してゆく。

集団回収率の向上については、古紙・びん・缶等の資源の行政回収を廃止し集団回収のみで回収を図っている自治体もあり、こうした自治体では集団回収率は必然的に高くなっていく。区としては、資源回収事業の安定的かつ継続的な実施が重要と考えており、資源の買取価格に左右されず計画的な回収が可能となる行政回収は引き続き行っていく。一方、効率的・効果的な事業展開も必要不可欠であることから、集団回収による資源回収をこれまで以上に拡大することができるよう、活動団体の拡充等に向け、周知普及を図っていく。

アルミ缶や衣類等、新聞などの古紙以外の回収品の支援については、有価での取引が可能であれば、集団回収事業の対象となる。品目ごとに回収可能な事業者数が異なることから、区としては、対応可能な業者と充分調整を図った上、各団体に周知を図っていく。

岸田：衣類、紙おむつ、生ごみの減量に関する取り組みについて、区の見解は？

区担当：衣類の資源化については、令和元年度から古着の行政回収事業を区内10カ所の会場で月一回行っている。本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施を見送った月もあったが、令和元年度は約4トン、令和2年度は約46トンの古着を回収しており、区民の皆さまから多くのお問い合わせがあるなど、大変好評な事業である。今後は、より効果的・効率的な事業となるよう、実施体制の検討を進めていくとともに、集団回収においても衣類の回収量が増えるよう、関係事業者との調整をおこなっていく。

紙おむつのリサイクルについては、高齢化に伴い大人用の紙おむつの消費量は年々増加しており、そのほとんどが焼却処理されている現状を踏まえると、CO2削減の観点からも紙おむつのリサイクルの必要性が高まっていると考える。こうした中、都では、「使用済み紙おむつのリサイクル推進に向けた実証事業」を実施しており、公募事業者によるリサイクルの取り組みを通じて技術的な面や、事業採算性等の課題について検証を行っている。令和2年度事業では、荏原病院の協力の下、病院から出る紙おむつを固形燃料化する事業が行われたところ。

区としては、都の実証事業の動き等を注視ながら、紙おむつのリサイクルの可能性について、都と連携し調査・研究を続けていく。

生ごみの減量については、可燃ごみの全体に占める生ごみの割合は約4割とごみ組成において最も大きな割合を占めていることから、生ごみの減量は、ごみ減量における大きな課題となっている。削減手段の一つである、家庭用生ごみ処理機に関しては、生ごみを堆肥化することにより、ごみの減量を図ることができるが、23区部において堆肥の利用先を安定的・継続的に確保していくことが困難な状況となっている。

また、ベランダ等を利用して家庭菜園等で使用することも可能だが、処理量に限りあることから、ごみ減量効果は限定的なものであると考える。

区としては、生ごみの減量を図るうえでは、発生抑制の視点が最も大事であり、不必要な食品・食材の購入を控える等、食品ロスの削減に向けた対策と併せて区民の方々の行動変容を促していく。その上で、生ごみの約80%が水分であることから、水分の除去に重点をおいた普及啓発について、引き続き様々な手法で周知を図っていく。

岸田：災害発生時の仮置場の設置について、及び災害時のごみの分別排出について、区の見解を伺う。

区担当：令和2年3月策定の「大田区災害廃棄物処理計画」において、災害廃棄物処理の基本方針の一つとして「迅速な対応・処理」を掲げています。また災害廃棄物処理に必要な人員・車輛・処理機材の迅速な確保のほか、仮置場等の迅速な設置と災害廃棄物の分別排出及び選定の徹底を挙げている。

災害廃棄物等を適正かつ円滑・迅速に処理するためには仮置場の設置が必要不可欠。大田区災害廃棄物処理計画では、用途に応じて、応急仮置場・地区仮置場・一次仮置場・二次仮置場の4種類の仮置場を設置することとしている。発災時には、円滑かつ効率的な災害廃棄物処理作業の実施に向け、災害の規模・程度・被災地域等を考慮し、適切な場所に適切な用途の仮置場を設置していく。また、区では、大田区災害廃棄物処理計画策定の際、仮置場の候補地について選定を行っている。様々な種類及び規模の災害に備え、仮置場の候補地となる場所について引き続き調査・検討を進めていく。

災害廃棄物は平時において使用している清掃工場等に搬入されることから、工場等の安定稼働を図るためにも適切な分別排出が必要。災害廃棄物の分別については、発災時において区民・事業者の方々に知らせるだけでなく、平時からその必要性を理解していただくことが肝要と考える。

区としては、震災だけでなく台風等による水害も想定し、平時から区民・事業者の方に対し、災害時の分別排出について、区報やホームページ、清掃だより等、様々な媒体を使いながら、効果的な周知を継続するとともに、災害廃棄物の分別が明確になるような手法についても検討していく。

区議会へ区民の皆さんの声を届けます。

皆様のご意見やご要望をお待ちしております。

自民党大田区民連合 TEL: 03-5744-1480